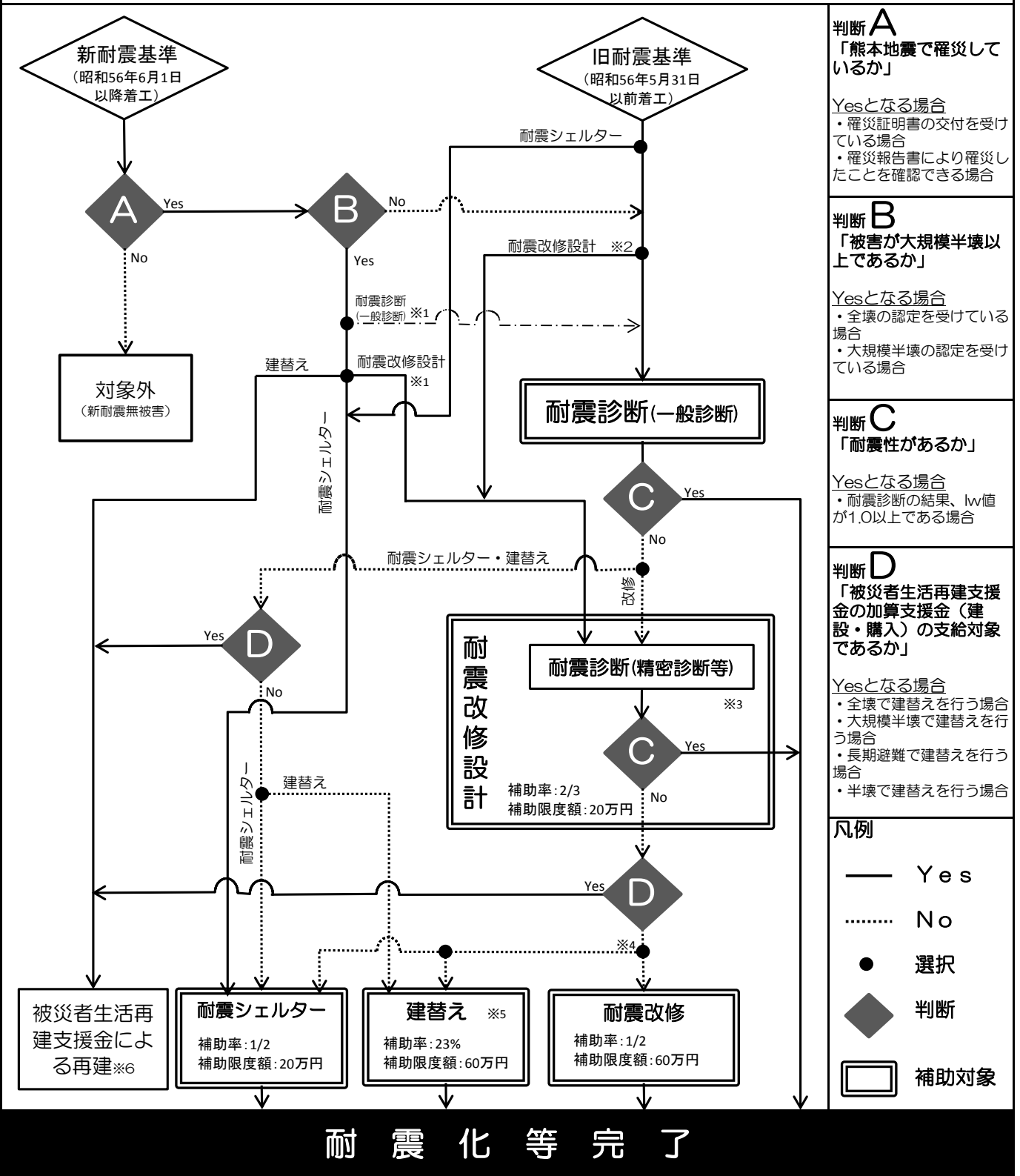


対象住宅

- (1) 戸建て木造住宅（併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）
- (2) 現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- (3) 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的工法によって建築されたもの
- (4) 地上階数が3以下のもの
- (5) 建築基準法に係る違反がないもの
- (6) 他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの
- (7) その他知事が認める住宅



耐震化等完了

※1 損傷による耐力低下を適切に評価することが難しいため、耐震改修設計（精密診断）から実施を推奨（一般診断も選択可能）
 ※2 図面がなく小屋裏・天井裏、床下にも入れない場合、補助適用の有無に関わらずに耐震改修を行うことが決まっている場合等
 ※3 耐震改修設計の際の耐震診断方法は、「一般診断+隠ぺい部分の調査」又は「精密診断」のいずれか
 ※4 耐震改修設計の結果、改修費用が高額となり、耐震シェルター又は建替えを選択する場合等
 ※5 原則として既存建築物が存する敷地を含む敷地で行う建替え工事のみ対象
 ※6 被災者生活再建支援制度の加算支援金（建設・購入）200万円による住宅の建設・購入が可能であるため補助対象外